

告示

埼玉県告示第四百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年六月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第十三条（同法第三十一条の六及び第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務	東京都港区芝浦三丁目十六番二十号 ニッテレ債権回収株式会社 代表取締役 長岡 智重	令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日